

肝付監第233号
令和6年8月21日

肝付町長 永野 和行 殿

肝付町監査委員 久木田 盛夫
同 恒吉 智彦



令和5年度肝付町健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査
意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び同法第22条の規定に
基づき、令和6年7月17日付肝付総第1319号で審査に付された、令和5
年度肝付町健全化判断比率及び令和5年度資金不足比率について、その審査を
終了しましたので、別紙のとおり結果についての意見書を提出します。

令和 5 年 度

健全化判断比率及び資金不足比率に係る
審 査 意 見 書

肝 付 町 監 査 委 員

目 次

1. 審査の方法	・ ・ ・ ・ ・	1
2. 審査の手続き	・ ・ ・ ・ ・	1
3. 審査の実施日	・ ・ ・ ・ ・	1
4. 審査の結果		
(1) 総合意見	・ ・ ・ ・ ・	1
(2) 個別意見	・ ・ ・ ・ ・	2
(3) 是正改善を要すべき事項	・ ・ ・ ・ ・	2
総括表① 健全化判断比率の状況	・ ・ ・ ・ ・	3
総括表② 連結実質赤字比率等の状況	・ ・ ・ ・	4
総括表③ 実質公債比率の状況	・ ・ ・ ・	5
総括表④ 将来負担比率の状況	・ ・ ・ ・	6

令和5年度財政健全化審査意見書

1. 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の手続き

町長から監査委員への送付年月日 令和6年7月17日

3. 審査の実施日

令和6年7月31日

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の数値は、下記の第1表及び第2表のとおりで、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

第1表 健全化判断比率（法第3条関係）（単位：％）

	令和5年度		令和4年度	
	健全化判断比率	早期健全化基準	健全化判断比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-5.34	14.38	-9.21	14.36
② 連結実質赤字比率	-18.92	19.38	-24.18	19.36
③ 実質公債費比率	7.6	25.00	7.2	25.00
④ 将来負担比率	-38.80	350.00	-24.20	350.00

※「マイナス（-）」の符号は黒字を表す。

第2表 資金不足比率（法第22条関係）（単位：％）

会計名	資金不足比率	備考
水道事業会計	-	
病院事業会計	-	

※「マイナス（-）」の符号は、資金不足がないことを表す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、前年度－9.21%に対し、本年度は－5.34%で、黒字が減少しているが、早期健全化基準の14.38%と比較しても、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、前年度－24.18%に対し、本年度は－18.92%で、黒字が減少しているが、早期健全化基準の19.38%と比較した場合、これを大幅に下回っている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度7.2%に対し、本年度は7.6%と0.4ポイントの増となっているが、早期健全化基準の25.0%と比較しても、これを大きく下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度－24.20%に対し、本年度は－38.80%と増加しており、早期健全化基準の350.0%と比較して、これを大幅に下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなく、いずれの数値も早期健全化基準を大幅に下回っており、現在のところ健全な財政運営が図られている。

今後も引き続き健全な財政を堅持し、中長期的な視点に立った収支の均衡、健全な財政構造の維持等を充足され、計画的且つ安定的な財政運営に努められたい。

総括表① 健全化判断比率の状況 (令和5年度決算)

Ver.05.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
464929	鹿児島県	肝付町	-	-	7.6	-
団体区分	1.都道府県					

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	14.38	19.38	25.0	350.0
	6,148,823	28,548	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	328,590	5.3
小計		328,590	5.3
標準財政規模		6,148,823	100.0
実質赤字比率 (%)		-5.34	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に属する特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	77,050	1.3
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	157,204	2.6
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	8,599	0.1
	後期高齢者医療事業特別会計	5,378	0.1

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	上水道事業特別会計	447,805	7.3
	病院事業特別会計	139,276	2.3
法非適用企業			
合計		1,163,902	18.9
標準財政規模(再掲)		6,148,823	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-18.92	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和5年度決算)

Ver.05.00

団体名 鹿児島県肝付町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和3年度	1,119,849			44,437	86,070	461	90	63,135	60,426	747,601	11,248
令和4年度	1,266,366			54,515	73,174	454	97	52,138	49,693	851,545	11,144
令和5年度	1,301,658			53,319	31,174	422	167	53,484	27,685	875,845	11,709

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和3年度	1,893,650	4,206,593	240,853
令和4年度	1,976,513	4,147,666	62,727
令和5年度	1,991,873	4,128,402	28,548

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和3年度	6.67347
令和4年度	8.15402
令和5年度	7.98720

実質公債費比率 (3カ年平均)
7.6

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る 債務負担行為に係 るもの(省令第7 条第1号)	いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)
令和3年度									461
令和4年度									454
令和5年度									422

総括表④ 将来負担比率の状況 (令和5年度決算)

Ver.05.00

団体名

鹿児島県肝付町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
10,992,221	0	218,804	40,011	1,259,162	0	0	0	0	0	0	0
(分母比) 210		4	1	24							

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
5,503,237	583,646	0	8,455,007
(分母比) 105	11		162

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	=	=	将来負担比率 (%)
12,510,198 <small>239</small>	14,541,890 <small>278</small>	-2,031,692			
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	=	=	-38.8
6,148,823 <small>118</small>	915,239 <small>18</small>	5,233,584			